

【注一】マルクスは共産党宣言の中で「封建的な、家長的な、牧歌的な関係をすべて打ちこわした」ところの「ブルジョワジーは歴史上きわめて革命的な役割をはたした」と記しているがここに彼の革命観の一端をのぞかしている。ここではブルジョワジーは封建的集団に対して歴史上革命的であるとのことであるが、それは同時に封建的集団は歴史上ブルジョワジーに対して反革命であるということである。封建的集団とは家長的・牧歌的關係という存在過程の表象であり、すなわちその家長的な牧歌的な関係を打ちこわす資本の論理によって生まれたブルジョワ的關係は、封建的集団の關係よりはより革命的であるということである。マルクスにとって革命がプロレタリア的實現として存在するが故に存在過程における封建的諸關係を止揚するブルジョワ的關係は次にプロレタリア的關係を孕むので封建的関係よりも革命的であるということである。革命がプロレタリア的實現として、そのプロレタリア的関係に歴史上近接する関係は、より時間的に遠い地点に存在する関係よりも革命的であり、

よって封建的関係よりもブルジョワ的關係が革命的であり、ブルジョワ的關係よりもプロレタリア的關係が革命的であるということである。がしかし封建的諸關係を崩すブルジョワジーが封建的諸關係を生きている人間よりも革命的だなどというのはプロレタリア關係を基準にして機械的にあてはめているだけにしかすぎない。砂川や北富士、三里塚といった封建的関係の中に居た人間よりもブルジョワジーや、その封建的関係を崩した機動隊は革命的であるというのであるか。でもマルクスのようにプロレタリア關係を基準にして革命を機械的に規定するならば、三里塚の人間よりは機動隊が歴史上きわめて革命的な存在になるだろう。観念論を欠落させた存在論的革命論からすれば現在において機動隊こそ革命家である。

権藤成卿論

共同体への照射

久保 隆

第一章

(1)

奈落の時間性を強要され、おしなべられた空間性を受苦することに「現在」があるとすればそれは、まさしく逆倒された「未来」を与えられているにすぎないということになる。にもかかわらず、ただそのことを背理とする「思念」を包有しつつもただ与えられた踏場を歩行していかねばならないのはなぜか。

「生」の共同性が既に「政治」の共同性の下位相にすぎないという幻想が少なくとも私たちに「政治」的解放だけ

を未来時における願望と視ることを強要しているということとは確かであると思われる。所詮、「政治」的解放は、「生」の自存などとは連関せず、ただあるのは擬似「共同性」へと集約されていく過程だけである。しかしその「政治」的共同性はまさに時空的に「国家制」に支えられてのみ存立するという内実を有している。かかる「国家制」とは「生」を擬似「共同存在」へと転位させ、その限りにおいて国家的「未来」に包括するという幻想性を付与させていくわけである。そして私たちの奈落の時間の上にはその「国家制」の時間が歴然とおおいつくしているのである。

「異貌」の思想者であるところの権藤成卿の心底にはおそらくかかる「国家制」に対する深遠なる憤怒があったのではないかと思われる。思想「史」的には、ほとんど彼方

へと放置されてしまった存在としてあるけれども、いったんその「思想」をとりだしてみれば、単に超国家主義者とか農本主義者とかいった規定が一切無に化すことが分かるはずである。

にもかかわらず、これまでその「思想」を十分にとりだされてこなかったのはなぜなのだろうか。いわゆる一元的に権藤の「思想的理念」を、「天皇制」へと集約されていくものとしてしか理解していなかったことだけはたしかである。あるいはまた、農村共同主義なるものが「政治的」国家へと短絡するに十分な基底性があるものとして、権藤の思想を常に「影」化し、「陰」化していくといったようなことがなされてきたように思う。おそらくは、そのような意味の規定は一種の妥当性もっているものと思われる。なぜなら、少なくとも、権藤の表出する「言説」をまさに「言説」そのものとして解する限りである。

たとえば、権藤の思想的な集大成であるとも云える『自治民範』においては、上昇していく「言説」としてではなくて、まさに下降して深化していく思想（言説）がそこにはあるといってもいいように思う。

民とは人爵の彩りなき生類にして、性とは自然の機能を称するのである。民性を離れて政治を論ずる事は出来ぬ。何となれば、民なければ国なく、国なければ政治の必要も起らぬ故である。（黒色戦線社刊・著作集第一巻『自治民範・全』後篇第一講民性）

まず、「民性」の概念の把握を第一義的にしなければならぬけれども、それよりも、ここでの「自然」とか「政治」とか「国」とかいうことを何をどこまで射程に入れて考えているのかということを解く必要があるように思える。そののちに、「民性」を明確化していくことがより権藤の思想に切迫しうるだろうと思われる。

それならば、ここでの「国」とは何なのか。おそらくここではあくまでも「政治的」国家、一般をさすものと思う。つまり、「政治的」政治国家と、「政治的」天皇制国家という「二重的」国家を想起しているのである。しかし天皇制国家あるいは「天皇制」そのものと「政治的」天皇制（国家）とは別として考えていることだけは明らかである。であるならば、「自然」ということがその基底的なところにおいて「天皇制」を表化しうる必然としてある

と考えると、権藤の思想的な一基軸ともいべきものが視えてくるのである。

けれども、権藤が確かに「撃とう」としたのは「天皇制」国家ではなく、「政治的」国家、一般をであったが、「民性」という概念を定立することによって、「天皇制」国家とはどうしても背理する契機を「民性」それ自体が有してしまうことになるのである。それは一見、「逆立」せずともであるように思われるが、「民性」が「自然」性を内包しているとすればそれはあくまでも「国家」とは背理・背反するものとして「国家」以前の共同体を基底的な位相において内実化しているのである。同時にそのことは、「国家」の仮説的死を揚棄することにもなるのである。

あらゆる共同体は、家族または家族の集団の共同性の次元を離脱すれば、じっさいに国家を形成するか否かということは別問題です。つまり国家が形成される可能性があるということですが、われわれはその可能性を含めてそれを国家と呼ぶと規定したいのです。（吉本隆明『南島論』——「展望」一九七〇年十二月号、弓立社刊『吉本隆明講演集・敗北の構造』にそれぞれ所収）

『共同幻想論』以降の諸問題をさらに展開していったと思われる吉本の一連の『南島論』（註①）には多くの卓越性がある。そのなかでも、ここでの「国家を形成する」契機を「家族の集団の共同性の次元を離脱する」ところに求めていることが、権藤の云う「民性」を解するのに一つの示唆を与えているように思う。もし、「民性」を「生活」性の諸関係構造を云うとすれば、「家族」の共同体も包括する「共同性」であると規定できる。「民性」の「性」が権藤によれば「自然の機能」であるのだから、「個体」から「対的關係」へと、性的関係の転位がそこではなされ、「国家」以前の共同性を保存するといふかたちをとりうることになるわけである。とすれば、必ずしも権藤の云う「国」があくまで「政治的」国家だけを意味し、「天皇制」国家とは区別するというにはならないことになる。勿論「国家」を「二重的」に視ることが一つの幻想的な規範を突出させることになるというこの本質をより明確化して考えることを前提としなければならぬのだが、『南島論』における、「家族の共同性」から「国家」へ到る過程と、権藤が云うところの「民性」から「国」へと到る過程とは本質的な差異があることは明らかなことであると云わ

ねばならない。まず権藤の場合、「**民性**→**国**→**政治**」という過程が逆立的契機を無化したところで上昇的に連関していくにもかかわらず「**民性**」が**基底的な共同体**として定立しているのである。けれども、吉本の場合、「**家族の共同性**」を「**国家**」が形成される時の媒体として規定し、「**国家**」が別個に一共同体として定立するのではなくあくまでも「**家族**」の位相を通過する時のみ「**国家**」たりうる可能性を持つとしてゐるわけである。その限りにおいて「**家族**」と「**国家**」は逆立の要因を包有することになる。つまり、「**国家**」の本質的な把握に決定的な差異があるわけである。にもかかわらず、『南島論』の思想的課題を権藤の「**世界**」に照射することの必然がどれだけの本質的な「**事実**」を透視することになるかは、次に引用することです了解しうるであらうと思われる。

共存共済は、ただ自製の力により保証されるのである。自製の力はいかなる順序に發育したものであるか、個人の純正なる性情に發する意志を推し進めて他に及ぼす行為、すなわち夫婦相愛する心、その子の父母を思う心、父母の子女を慈む心、かくのごとき心を、推し進めて、他

家におよぼし、互いに相たすけ救うがごときの類である。（中略）ゆえにその自治の要則は決して民衆の生存と相離るべからざるもので、生存を離れては、自治もなければ、道徳も認められぬ。（『自治政理』民性・第四節・性情の同一——筑摩書房刊『超国家主義』所収）註②

ここで述べられていることをありふれた言説と解することはできない。「個人の純正なる性情」を基底に「**家族**」から「**親族**」へと至る過程にはらむ「**共同性**」の拡大は、「**民性**」の存立空間を指示しうるものである。民衆の「**生存**（生活）」を第一義にすえてはじめて、「**政治的**」**共同性**を透視するという指向がそこにはある。

「個人の純正なる性情」、「夫婦相愛する心」いずれも表面どうり解すればまこと「**倫理的**」な色彩の強い言説となるが、果してそうであらうか。少なくともこのことは、「**個体性**」から「**対的關係性**」の本質的転回を示していると見るべきであらう。「**自制**」とは、「**個体**」の「**自立**」を仮称するものであるとすれば、その「**本質**」がより明確になるはずである。そして、「**共存共済**」は吉本が云うところの「**家族の共同性**」からの「**離脱**」の契機にあたるの

である。「**家族**」から「**親族**」へと至る契機が連関的にいくのではなく、まさに「**共存共済**」の契機として、さらに「**国家**」へと表化されていく「**逆立**」の過程を表わす構造として、その転回はあると考へうる。そこでより明確化して云うとすれば、権藤の想起した「**二重国家**」はその基底的な部分において、「かくのごとき心を推し進めて、他家におよぼし、互いに相扶け救うがごときの類」を包有するものとしてあるのだ。まさに「**離脱**」の過程が直接的に「**国家**」へと吸引されて、いわば「**幻想的**」**国家**を形成し、「**政治的**」**国家**と「**天皇制**」**国家**、さらに「**政治的**」**国家**と「**天皇制**」**国家**という二層の**二重国家**を内実的に昇華してしまうのである。それは一見、「**民性**」が全的に「**国家**」そのものに包括されていくような錯覚を与えながら。

註① いわゆる一連の『南島論』と云われるものを知る限り列挙してみると以下のようになる。「**異族の論理**」（一九六九年「文芸」十二月号、『情況』に所収）、「**南島論**——**家族・親族・国家の論理**」（一九七〇年「展望」十二月号）、「**世界・民族・国家**」空間と沖繩」

（一九七一年「叛旗」六・三政治集会特集号）、「**南島の継承祭儀について**・「**沖繩**」と「**日本**」の根底を結ぶもの」（一九七一年「映画批評」九月号、「**家族・親族・共同体・国家**——日本・南島・アジア視点からの考察」（一九七一年「叛旗」五・一三沖繩討論集会特集号）

註② 前出『自治民範・全』の「**民性**」の章においては、「**自制**」は「**自治道徳**」、「**生存**」は「**生活**」となっている。『自治民範』は昭和二年に、『自治民政理』は昭和十一年に発行されているわけだけれど、このように二種の言語を用いていることに権藤が放つ思想の「**異貌さ**」を考慮する必要があるように思う。

(2)

ところで権藤が「**国家**」を、「**二重化**」して想起したのには次の様な論拠があるように思う。それはまず、「**民性**」を基底的な**共同性**として定立するために、現実的な「**指示性**」を有する「**政治**」性を抽出するという方法をどうし

でもとらねばならなかったからであり、また、〈天皇制〉それ自体を揚棄するには〈政治的〉国家を〈天皇制〉国家とは分離して考えることがより〈可能〉的な方途であると解したからであろう。

つまり、〈天皇制〉が〈政治的意味〉として存立しうるのだとするかぎりは、けっして〈天皇制〉そのものの実相に接することは不可能であるというような視点に立っているからであると思う。もしそうであるとするなら、〈天皇制〉から〈政治的意味〉を抜きとったところの位相を提示しなければならぬはずである。それを仮に、天皇制的〈自然〉としても規定しておくすると、その時の〈自然〉は〈非政治的〉な共同性であるにもかかわらず、〈政治的〉な共同性でもありうるといったような二律背反的な関係位相に近似したものである。とすれば、その〈自然〉を権藤が云う「性とは自然の機能を称する」(前出『自治民範』)ところの〈自然〉と関連して考えることが可能なような気がするのである。

だから、〈天皇制〉から〈政治的意味〉を抽出して残ったところの天皇制的〈自然〉がその実相において、〈天皇制〉そのものの揚棄となり、基底的な共同性としての必然

が、〈日本的共同性〉とでも云うべき概念を形成していくのである。還元して云えば、〈天皇制〉の有する〈自然〉を〈民性〉へ関連させることにより〈天皇制〉そのものに〈自死〉を付与させていくという指向がそこにはあるわけである。

であるならば、〈国家〉を〈二重化〉して想起したと解するより、〈国家制〉と〈天皇制〉を分化したと考えるのが妥当であろうと思われる。そして既に述べたように、〈国家制〉のなかに〈政治的〉政治国家と〈政治的〉天皇制国家を内成させ、〈天皇制〉に〈自然的〉諸関係性が包有しているものとするのである。けれども、〈天皇制〉の有する〈自然〉はその〈自然〉という貌を表象化する時、政治的〈天皇制〉あるいは天皇〈制〉が〈自死〉したものと考うるができるのである。そして〈天皇制〉の〈残存〉としての〈自然〉が自然的諸関係として突出してはじめて、共同性の諸概念の〈関係の構造〉が表象化されてくるのである。

云うところの〈民性〉とはかかる〈関係の構造〉であると云えよう。そしてそこにはらむ〈共同性〉の空間的な〈軸〉は、〈日本的共同性〉の概念として、あるいは〈アジア

的共通性〉の概念として拡大されていくのである。また同時に〈天皇制〉が〈残存〉したとでも云うべき日常的な〈諸関係〉の構造をまさに〈共同性〉的な実相において捉える時、〈アジア的〉なものの本質を円還的にかめとることができはるはずである。そのことが、〈国家制〉へと到る全過程の全き〈揚棄〉となりうることは、権藤成卿の〈世界〉にさらにはいりこむことによってより明らかにすることは確かなのである。

民性の純正なる要求とは、安全なる生存の要求である。その安全なる要求は、衣食住の安泰と男女欲の調和とを現在以上に進めたい各人各個の同一なる意思である。(前出『自治民範・全』)

人類にその体機を維持するの必要、言いかえれば「活きる」ということの必要を、喝破せられて居るのである。「活きる」ということを根底に置いて、それに立脚しますます利用厚生の道に進むのが、人類自然の性能なのである。(同前)

〈関係〉の構造としての〈民性〉は果してどのような〈構造〉の実質を包有しているであろうか。そのことを執拗に追求していくことが、まず必要なことである。

おそらく権藤の〈思想的理念〉の基底をなすものはあくまでも個体〈生〉であると云えよう。その個体がかかわる〈関係〉の構造における初発的な位相であるところの〈対的関係〉を定立したところに〈民性〉の転位すべき実相があるのである。そして、「各人各個の同一なる意思」とは、いわゆる〈自然〉的諸関係を意味するものと解していいわけである。なぜなら、〈衣食住〉の安泰は、〈自然〉との付与関係を強いられ、また現実的な共同性を強いられるところにしかありえないことだからだ。また、このことは時間的なことではなくあくまでも空間的な〈下降〉においてのみ一つの実質を表象しうるものなのである。たとえば、〈生活〉という概念を引き出してみるとする。それは果して、現在のであることにはかわりなく、またそうであるが故に、未来的であり、現在を改化しうる可能性を有することにもなりうる。が、その〈生活〉を空間的に透視するとすれば、際限なく拡大することになるのである。なぜなら、〈生活〉という空間が空間そのものとして自立することが、

幻想的にはあっても本質的にはありえないからである。つまり、その拡がりには常に共同的な規範のなかでしかありえないという、まさに逆幻想の現在が存立するのである。

それならば「活きる」ということを根底に置くほど、いわば「生活」の必然とでもいふべきことが実質を有しうることができるのであろうか。もしそうであるのなら「民性」を「生活」の関係体といったようなこととして考えることができるわけである。勿論、単に「生活」の関係体といったところで即「共同体」の必然的形成ということではなく、個性から対的關係、そして一共同体へと連関していくトータルな過程を把握する媒体として、「生活」の関係体という概念を考へるのである。おそらく、対的關係性から共同体へと「架橋」するところで「生活」の関係体という概念を対置しなければならないであろう。

しかし、「人類自然の性能」であるとする「生活」性が基底としてあるとはいえず、そのことの「実相」はどうであるのかという疑問が出てくるはずである。「実相」とは本来そうであるところの内質であるけれども、現在の許容の範囲の「表化」であることがしばしばあるのである。とすれば、国家制政治の下位相として「生活」性の実相が現

存しうることになる。つまり、このことが逆幻想なのであって「生活」の関係体の「必然」的な結実であるのだ。そこで「民性↓国↓政治」という過程を上昇的に指示したところで、はじめて権藤の「論」は開始されていくことになるわけである。

・だから、「民性」を一元的には規定できず、多元的なものの「仮称」であるとすれば、かかる論の難点性を克服できるものと思われるのである。そして、「民性」が多元的なものの「仮称」であるならば、そこに「本質的」な実相をもつ「共同性」の表象があるはずである。あるいは一個の「観念」として表化されるべきはずである。

それが、権藤思想の基底的な「軸」であるところの「社稷」の観念である。「社稷」にこそ、権藤の全思想の論拠がこめられていると云っていいのである。

社稷は国民衣食住の大源である。国民道德の大源である。国民漸化の大源である。（『同前』第二講社稷・第一社稷・補批）

しかし、あるいは、「民性」よりもさらに「社稷」の方

が多元的なものの「仮称」でありうる要素があるかもしれない。にもかかわらず、「社稷」が提示する観念（概念ではなく）の大きさは簡単には了解しえないところがあることは確かなのである。

(3)

権藤にとっての現存的な「国家制」は明治絶対国家体制であることには間違いない。つまり「社稷」を提示する現実的思想の契機は明治絶対国家体制への痛烈な批判であると云える。明治維新後、プロシア式国家主義を移入することによって、政治制度の中央集権化をし、官僚政治体制の確立と国家中央権力の絶対化をなしていったことへの根底的な「疑義」である。地方自治への中央政府権力の管理支配は村落自治の中央集中化であり、ひいては、村落共同体の崩壊、農村社会の現実的な貧困化であった。これは「社稷」の危機であり、民衆の個的共同意思への強制と統制であると権藤は考えたのであろう。だからこそ、権藤の「社稷」理念の展開は鋭くなされていくわけである。

制度が如何に変革しても、動かすべからざるは、社稷の観念である。衣食住の安固を度外視して、人類は存活し得べきものでない。世界皆な日本の版図に帰せば、日本の国家という観念は、不必要に帰するであろう。けれども社稷という観念は、排除することが出来ぬ。国家とは、一の国が他の国と共立する場合に用いられる語である。世界地図の色分である。社稷とは、各人共存の必要に依り、先ず郷邑の集団となり、郡となり、都市となり、一國の構成となりたる内容実質の帰著する所を称するのである。各国悉くその国境を撤去するも、人類にして存する限りは、社稷の観念は損減を容るべきものでない。

（『同前』第二・国家上）

国民の富を以て天皇の富と同視せられ、国民の貧を以て天皇の貧と同視せらるるに至って、公私の利害は何処に衝突する所が有る。（中略）君民の共に重んずる所は社稷である。社稷を重んぜざる民は民でない。社稷を重んぜざる君は君でない。（中略）もし社稷を度外視して国民と利害を異にする階級を設け、これに特種の利益を

与え、これに特種の権力を付し、国民のある者をしてその特種の権力の下に隠れて、悪事非行をなすの便宜を得せしむるならば、その特種の権力者は、これを国家と名くるも、・民・国・と・名・く・る・も・、もしくは・大・統・領・も・し・く・は・帝・王・と・名・く・る・も・、その利害は必ず国民と一致するを得ざるものとなる。(『同前』第四・民治―傍点原文のまま)

権藤は「社稷」と「国家」を明確に分けて考えている。

「社稷」はあくまでも自然的諸関係の構造であり、民衆の個的心性を発意とした基底的な「共同性」であるのだ。そして「国家」とは「政治的」国家総体を意味し、であるからこそ、「国家」を無化していく必然を「社稷」との対応においてなしていくのである。そして、また、「天皇」を民衆の位相へと「下降」させることにより天皇「制」あるいは天皇制的「自然」の実質を自死させ、さらには「権力」からの永久的な「自立」を指向していくというのである。

つまり、すべて「社稷」との対応において「国家」ならびに「権力」、「天皇制」といういわば共同的な規範を照射しているわけである。けれども、権藤のそういった「対

応」のさせかたには多くの矛盾がはらみうると思われる。「社稷」が「各人共存の必要に応じ」て「郷邑の集団」になり、「都市」になり、「一国の構成となりたる内容実質の帰着する所を称する」のだとすれば、「国家という観念は不必要に帰する」にもかかわらず、「一国の構成」になりうる「内容実質」は「国家」とどのような差異を有することになるのだろうか。

ふたたび、吉本の『南島論』を引けば、「あらゆる共同体」は、「家族の集団の共同性の次元を離脱」すると、「国家が形成される可能性」を有し得るが、その「可能性」を含めて「国家」と規定するとすれば、「社稷」が「各人共存」の「必要」に応じて「郷邑の集団」となる次元で既に、「国家」を形成しうる「可能性」を内包することになるわけである。であるなら、その「可能性」を無化する契機が「社稷」のなかに内在していなければならず、そうではないとするなら、「社稷」と「国家」の間隙にはいかなる「異和」もありえないことになるのである。

勿論、「社稷」から「郷邑の集団」へ到る展開が垂直的であるとすれば、そのように云えるであろうが、あくまでも「各人共存」の「必要」という媒体があることに注視せ

ねばならないであろう。この「各人共存」の了解なくしては、一元的に「社稷」を規定することはできなくなるはずである。

では、「各人共存」とはいかなる「意味」が付与されているのであろうか。

おそらく、そこには、「個」の絶対的な自存という基底が含まれているものと思われる。権藤の言語で云えば「個人の純正なる性情に発する意思」ということになる。つまり、かかる「個」の自存は、その存立において、常に「共同」的なものとの確執のなかにあることによって、「個」それ自体、他「個」との「異和」をその実質に内包せしめていると云っていいのである。「個」が「個」であることが、他「個」と「異和」を持ち、「共同」的なものとも「異和」を有しながらも、「個」が「個」でなくなる契機を、「個」の存立する空間が「共同性」をはらんでいるが故に、出自させてしまうという二元的な「構造」を有してしまうということである。

権藤が云う「各人共存」あるいは「共存共済」とは、そのような二元的な「構造」を意味していると考えられる。他「個」や、「共同性」に対して「個」が「個」であろう

とするのではなく、「個」でなくなる契機を「個」それ自体が出自させてしまうことに対して「個」であろうとするところに、「共存」、「共済」という「共同性」を付与させてはじめて前「共同体」が表化していくというようにである。

かかる前「共同体」という空間概念を導入しうるとすれば、「社稷」――「郷邑の集団」という過程をある程度に了解できてくる。図式的に云えば、「社稷」から「共存の必要」が応じてくる次元までを前「共同体」過程と考えれば、「郷邑の集団」が形成するまでを「共同体」過程、「郡」、「都市」を含む「一国の構成となりたる内容実質の帰着する所」までを前「国家」空間、それ以降全てを「国家」空間と見なしうるができる。

もし、その前「共同体」過程とでも云うべき空間概念を根底的に把握しうるとすれば、「国家」空間までいたる全ての「国家制」をトータルに定視できるのではないかと。と同時に「社稷」と「国家」の間隙に「異和」があるならば、その「異和」をいかなる次元において求めることができるかも知可能となるように思える。

けれども、「社稷」がたといわゆる「観念の共同性」

であるといえども、それを即、空間的に捉えることはできない。あくまでも、「観念」としてのみ抽出し、その後、時間的・空間的に転位させるのでなければ、「国家」との「異和」を、また「国家」それ自体の時空的本質概念を解することはできないのである。そういう意味において、前「共同体」は「社稷」を空間的に転位させたものと考えなければならぬ。

既に述べたことであるが、「共存共済」が「家族」から「親族」へ至る契機としてあるわけで、それ故、「親族」空間は前「共同性」つまり「共同体」形成の萌芽を内在することになる。

それは、「社稷」が空間的には「個」↓「対個」↓「家族」↓「親族」まで展開されうることでもあるわけである。権藤の云い方によれば、「個人の純正なる性情に発する意思」↓「夫婦相愛する心」↓「その子の父母を思う心、父母の子女を慈む心」↓「他家におよぼす行為」となる（既出『自治民政理』）。そして、「他家におよぼす行為」、つまり「親族」展開が、「互いに相たすけ救う」共存共済の「必要」に応じ、「血族」をこえたかたちで地域的な集落、「郷邑の集団」を「村落共同体」として形成し

ていくということはほぼ確かでありうると思える。

親族展開の仕方が血縁性を離れたとき、血縁性に矛盾をきたしたときに出てくる地縁的形態というものを村落がとった場合には、それはいわば共同体の萌芽である、つまり共同体に転化する一つの契機であるというように理論にはいえることができると思います。（吉本隆明「家族・親族・共同体・国家」註①を参照）

血縁性から地縁性へと転化していくところに、前「共同体」の把握を認めることができるようである。が、「社稷」はそのような転化とは別の位相にあるところに問題の不可解性がある。単に「共同性」の位相においてのみ、求めることは、「社稷」の観念性にますます錯誤させられることは、はっきりと云うことができる。

とは云え、結局のところ、前「共同体」から「家族」へ、そして「個体」の基底性へと逆視しつつ、「民衆」一般の心性（民性）を発意とした「生活体」つまり自然的諸関係構造の根底的理解をなしえない限りは「社稷」の観念性をトータルに捉えることはできないのである。また、吉本の

云う、「共同体の萌芽」あるいは「共同体に転化する一つの契機」ということが、「社稷」の観念性を空間化するということに連関していることを念頭におきながら、さらにそのことの実相を定視していかなければならない。

（第一章・了）

■直接定期購読をお願いします。

市販的なルートのみでは残念ながら本誌の経済的な基盤は「保証」されません。定期購読者の拡大的な存在が本誌を「永続」化しうる唯一の「力」です。

年間予約——一五〇〇円（下共）
半年予約——八〇〇円（下共）
振替・東京一四七七五五

●和田久太郎著（改造文庫復刻版）

獄窓から

四六判
三二〇頁
九〇〇円

解説・秋山 清
付 物語村木源次郎・鈴木清順

●昭和初期のベストセラー「ここに再現」

大正十三年、大杉栄虐殺の復讐を誓った和田久太郎は、テロルを執行し、無期囚となつて獄中に自死した。本書は、その獄中からの書簡と手記をまとめたものであり、無政府主義者となつていった和田久太郎の足跡が、大正時代における無政府主義運動の実態が、そしてまた、彼の同志であるギロチン社の心やさしい若者たちの姿が、鮮烈に描き出されている。

加藤泰の人とその作品世界に挑む

遊侠一匹

A五判
四二四頁
一五〇〇円

加藤泰の世界 編集・山根貞男

■加藤泰映画のスタイル集■エッセイ集■インタビュ（50頁）■藤純子インタビュ■脚本「荒神山」■全作品 記録とその回想■絵コンテ、思い出の写真その他■加藤泰論 ■石堂淑朗 吉増剛造 権藤晋 山根貞男 桶谷秀昭

幻燈社

東京都中野区弥生町2の31の4
でんわ (三八四) 五四〇三

権藤成卿著作集

第二卷 農村自救論 日本農政史談

菊判／並装函入／五一四頁／三〇〇〇円
「自救論」は、社稷理念のさらなる再展開。全九講からなり、権藤の思想の根源がトータルに講述されてある。「史談」は発禁の完本で稀に見る名著。両書併せて権藤学説の具体化と可能性を教えられる。

第一卷 自治民範

菊判／並装函入／五九四頁／三〇〇〇円
処女作「皇民自治主義」を後編にすえ、前編を八章、後編を八講とし、〈国家〉と〈政治〉の位相を突く社稷理念を展開する雄大な論稿。(付・解説にかえて 石川三四郎他)

以下続刊▽第三卷・君民共治論▽第四卷・自治民政理▽第五卷・血盟団、五・一五、二・二六事件其後にくるもの、南湖書▽第六卷・柳子新論▽第七卷・八隣通聘攷▽第八卷・日本震災凶謹攷▽第九卷・問々子詩

大杉栄・主幹 無政府主義新聞 労働運動 完全復刻

タブロイド判／並装函入／五〇〇〇円
四七二頁／限定五〇〇部
序文・望月桂他／解説・大沢正道

大正八年から昭和二年まで、八年間にわたって発行された深淵なる日本無政府主義運動の思想的な集成。

金子ふみ子獄中手記

何が私をかうさせたか

四六判／函入／四五八頁／二〇〇〇円

私達は、いまなお深く矛盾している個と全体の課題を、二十世紀後半になんらかのかたちで解かねばならぬ重い課題として負っているといわねばならない。この「何が私をかうさせたか」を読みおわると、それは私達に新しい何ものかを要求し、そしてまた、私達をきびしく鼓舞するのである。

植谷雄高・跋文より

編 集 後 記

●いまやつの想いで〈無政府主義研究〉創刊号が発刊の運びとなつた。この小誌の発刊の企画が生まれたのが六月であつたから、実に六ヶ月が経過した。世界的にはあるが思想的にも運動的にもアナキズムが後退線を描いている現在、アナキズムを応接室の床間に飾らないためにこの研究誌は生きたアナキズムを追求しようと思う。それ故にこの研究誌はいわゆる既成アナキズムといわれる領域からは大いにはみ出しているはずである。

そしてこの未名の小誌に多大なる援助をいただいた諸氏に、この小誌の発刊を持つてお礼をいいたい。更にこのヨチヨチ歩きの小誌を除行から疾走へ、そして飛躍させるためにも読者の援後射撃をお願いする。

●〈旅〉に出たいと、ふと想う時がある。ところが、その〈想い〉は空間的な移行を意味するのではなく、時間的に移行したいということである。すると、〈想い〉はますます〈やるせない〉行き場を求め

季刊 無政府主義研究創刊号

一九七三年十二月十五日 発行

■発行

季刊「無政府主義研究」編集委員会

■発売

玄 曜 社

東京都文京区後楽2-7-5 啓衆ビル4F

振替 東京 147755 定価 三五〇円